

税務キャッチ・アップ

源泉所得税関係

在宅勤務に係る業務経費の精算

1 はじめに

コロナによる緊急事態宣言が終わり、通常の業務に戻りつつあるが、引き続き在宅勤務による業務を続ける会社も散見する。そこで本稿では国税庁のFAQより業務経費の精算について述べることにする。

2 業務仕様部分の課税関係

在宅勤務手当としてではなく、企業が在宅勤務に必要な費用を精算する方法により従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はない。

3 業務仕様部分の精算方法

精算の方法としては、次の方法がある

① 従業員へ貸与する事務用品や環境整備に関する物品等の購入

イ 企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、従業員が業務のために使用する事務用品や環境整備に関する物品等を購入し、その領収証等を企業に提出してその購入費用を精算する方法(注1)。仮払金額が購入費用を超過する場合には、その超過部分を企業に返還。

ロ 従業員が業務のために使用する事務用品や環境整備に関する物品等を立替払いにより購入した後、その購入に係る領収証等を企業に提出してその購入費用を精算(購入費用を企業から受領)する方法

② 通信費・電気料金

イ 企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を企業に報告してその精算をする方法。超過額については①イ(注1)と同様の取扱い。

ロ 従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を企業に報告してその精算をする方法。

4 合理的な計算の例

① 通信費

<算式>

- a 従業員が負担した1か月の基本使用料や通信料等
- b 従業員の1か月の在宅勤務日数
- c 該当月の日数

<算式>

$$a \times b \div c \times 1/2 \text{ (注2)}$$

(注2) 1/2は睡眠時間以外全て基本料金等が使用されていたと仮定した場合の割合

<算式>

$$24 \text{ 時間} \div (24 \text{ 時間} - 8 \text{ 時間}) = 1/2$$

② 電気料金

- a 従業員が負担した1か月の基本料金や電気使用料
- b 業務のために使用した部屋の床面積
- c 自宅の床面積

d 従業員の1か月の在宅勤務日数

e 当該月の日数

<算式>

$$a \times b \div c \times d \div e \times 1/2 \text{ (注2)}$$

5 物品等を支給する場合の課税関係

事務用品や環境整備に関する物品等については、企業がその所有権を有し従業員に貸与するものを前提としている。

事務用品や環境整備に関する物品等を従業員に支給する場合(事務用品や環境整備に関する物品等の所有権が従業員に移転する場合には、従業員に対する現物給与として課税する必要がある。

6 超過金額を返還しない場合の課税関係

企業が従業員に支給した金銭のうち、購入費用や業務に使用した部分の金額を超過した部分を従業員が企業に返還しない場合、その購入費用や業務に使用した部分の金額については従業員に対する給与として課税する必要はないが、その超過部分は従業員に対する給与として課税する必要があるので注意をする必要がある。

7 おわりに

在宅勤務に係る費用負担等を明確資するためには、負担区分の合理的算出方法をあらかじめ研究しておくことが重要である。

(右山研究グループ
税理士 徳丸 親一)